

しちのへ 農業委員会 だより

通巻 43号 (令和6年4月)
発行 七戸町農業委員会事務局
所在 七戸町字森ノ上131-4
電話 68-2967

人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。

このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、②それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、基盤法等の改正法が令和4年5月に成立し、令和5年4月1日から施行しました。



地域計画作成への座談会開催

農地利用を明確化する【地域計画】策定に向けて、令和5年12月11日から19日まで、天間林地区は七戸中央公民館において4日間、七戸地区は柏葉館において2日間にわたり【座談会】を開催し、8月に実施した農家へのアンケートを基に色分けした地域の地図を会場後方に広げて、参加者から閲覧してもらいました。

今後も【座談会】を予定しておりますので、積極的なご参加をお願いいたします。

裏面へ続く

農地の管理について

耕作されなくなった農地は、雑草等の繁茂や病虫害の発生により周辺農地に悪影響を及ぼすばかりでなく、ゴミ等を投棄されたり、枯草が火災の発生源となったり、隣接する道路を狭めて通行の障害になるなど、環境・防災・交通安全において配慮が必要となります。

また、経営移譲年金や特例付加年金を受給されている方は、特定処分対象農地(後継者に使用収益権の設定をした農地)を適切に管理しないと、年金が支給停止となりますので注意が必要です。

雑草等繁茂している農地を耕作できる状態に戻すためには、多くの時間と費用が必要となります。農業委員会では、遊休農地の解消のために、利用状況調査・利用意向調査を実施しておりますので、引き続き農地の管理をお願いいたします。

農業者年金受給者の皆様へ

【現況届提出のお願い】

5月後半頃から、独立行政法人農業者年金基金より現況届用紙が送付されます。

現況届は、年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものです。

同封の現況届用紙に必要事項を記入・署名のうえ、令和6年6月中に、本庁舎農業委員会・七戸庁舎支所庶務課に提出してください。

なお、期限内に提出がなかった場合は11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止めとなりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。

※現況届用紙は機械で読み取りますので、用紙を汚したり折り曲げたりしないようご注意ください。

【よくあるお問い合わせ】

◎記入を間違った場合は？

・間違ったところは、2本線を引き、余白に書き直してください。訂正印は不要です。

◎用紙を紛失したり、汚してしまった場合は？

・農業委員会で『手書き用現況届』に記入し提出してください。

◎受給者の方がお亡くなりになっている場合は？

・現況届の提出は不要です。死亡届等の手続きをお近くのJA(農業協同組合)で行ってください。

◎住所変更をした場合は？

・現況届は、新しい住所地の農業委員会に提出してください。また、住所変更の手続きをお近くのJA(農業協同組合)で行ってください。